

食品衛生法の一部改正法案 参議院の付帯決議の紹介

2018年4月12日参議院の厚生労働委員会で食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第六一号）について質疑可決され、付帯決議がついた。まだ、衆議院での質疑については確認できていない。厚生労働省のHP等をもとに改正法案の概略について述べる。

食品衛生改正の趣旨

法律改正の趣旨として、我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、

- ①広域的な食中毒事案への対策強化
- ②事業者による衛生管理の向上
- ③食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行う
- ④国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備
- ⑤実態等に応じた営業許可・届出制度
- ⑥食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

なお施行期日については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、①は1年、⑤及び⑥は3年）としている。

主な改正内容

○広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

厚生労働大臣は、連携協力体制の整備を図るため、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができる。

厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、必要な対策について協議を行うよう努めなければならない。とされた。

○HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

営業施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で、「一般的な衛生管理」「特に重要な工程を管理するための取組」に関する基準を定める。営業者は、基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。とされた。

すべての食品事業者に HACCP にそった対応を求めるが、一定の営業者は特性に応じた衛生管理で良いとしている。

○特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

「いわゆる健康食品」について「健康被害情報の届出制度」を創設するとした。

○国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

これまでは容器包装については、個別の規格基準を定めた物質のみ使用制限を行うという制度（ネガティブリスト制度）であったが、使用を認められた物質以外は使用を原則禁止するという仕組み（ポジティブリスト制度）に移行することとなる。

○営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める 34 業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。

施設基準等を決める場合は、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないこととなる。

届出制が創設されることになり「許可営業者」に対して「届出営業者」という概念が導入される。

○食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

「回収するときは、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を都道府県知事等に届け出なければならないものとし、都道府県知事等は、当該届出を受けたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣又は内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。」となる。

○その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等）

獣畜の乳及び厚生労働省令で定める乳の製品は、輸出国の政府機関によって発行され、かつ、疾病にかかった等の獣畜の乳等でない旨を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならないものとする。

厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であって、食品を輸出しようとする者から申請があったときは、輸出食品安全証明書を発行することができるものとするとともに、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政

府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとし、輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとする。

都道府県知事等は、厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があったときは、輸出食品安全証明書を発行することができるものとするとともに、外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができるものとする。とされた。

詳しくは厚生労働省の HP 食品衛生法改正に関する動き、食品衛生法等の一部を改正する法律案を参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

なお、下記は参議院厚生労働委員会で採択された付帯決議です。

食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成 30 年 4 月 12 日)

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1. 広域的な食中毒事案への対応に当たっては、感染症部局、農林水産部局を含めた関係機関の連携、運営、緊急時の対応、情報の共有・発信等の方法について指針を示すなど、広域連携協議会が効果的に機能するよう、必要な措置を講ずること。
2. HACCP に沿った衛生管理の制度化に向け、丁寧な情報提供及び周知の徹底を行うこと。特に、取り扱う食品の特性に応じた取組を実施することとなる営業者に関しては、早期にその対象事業者を明らかにするとともに、食品等営業者の多くが経営基盤の弱い中小事業者である実情に鑑み、十分な準備期間を設け、その取組に新たなコスト負担が生じることのないよう万全を期すとともに、HACCP に基づく衛生管理と同等の水準が確保されるよう十分な支援を行うこと。
3. いわゆる「健康食品」による健康被害の防止の観点から、製造工程管理による安全性確保の徹底等、製造段階における危害発生防止対策を強化するとともに、「健康食品」一般に関する正しい知識の普及啓発に努めること。また、テレビ等を通じた無店舗販売の増加の状況に鑑み、広告表示の在り方等を含め、適切な措置の検討を行うこと。さらに、健康被害を生じた消費者が医療機関を受診する際に、「健康食品」の使用の有無を確認する方策について、検討を行うこと。
4. 食品用器具・容器包装におけるポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品健康影響評価を踏まえた規格基準を計画的に策定する等、法の円滑な施行に万全を期すこと。また、合成樹脂以外の材質についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえ、ポジティブリスト化について検討すること。
5. 食品の自主回収情報の届出・報告については、事務手続の効率化や迅速な情報提供につながるよう、全国共通のシステムの構築を図ること。また、アレルギー、消費

期限等安全性に関わる食品表示法違反による回収情報の届出の義務化についても早急に検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

6. 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に当たっては、都道府県等及び事業者の負担を考慮し、その申請・届出に当たり簡便な手続の仕組みを構築すること。
7. 本法の円滑な実施のため、都道府県等における食品衛生行政の体制強化及び充実に努め、食品衛生監視員の人員の確保等を始めとした必要な措置を講ずること。
8. 食品の安全を高める観点から、食品添加物の指定については、国際標準との整合性を考慮しつつ、国民の健康の保護を最優先に、科学的根拠に基づきリスク評価及びリスク管理を行うこと。また、遺伝子組換え食品に関しては、「遺伝子組換えでない」表示の要件の厳密化を図るとともに、ゲノム編集技術等、新たな育種技術を活用した食品の規制の在り方について検討すること。

右決議する

<p>文責 食の安全と公衆衛生 主宰 食品衛生アドバイザー 笹井 勉（元墨田区食品衛生監視員）</p>
